

家畜疾病経営維持資金債務保証取扱要領

平成 16 年 7 月 16 日制定
平成 17 年 9 月 1 日改正
平成 23 年 4 月 1 日改正
平成 25 年 10 月 1 日改正
平成 30 年 4 月 2 日改正
令和 2 年 4 月 1 日改正
令和 7 年 6 月 23 日改正

家畜疾病経営維持資金の融通に係る債務保証は、畜産特別支援資金融通事業実施要綱の別添 2 家畜疾病経営維持資金融通事業(平成 25 年 2 月 26 日付け 24 農畜機第 4699 号、独立行政法人農畜産業振興機構理事長通知、以下「要綱」という。)及び家畜疾病経営維持資金融通事業実施要領(平成 25 年 2 月 27 日付け 24 年発中畜第 949 号-2、平成 25 年 3 月 18 日付け 24 農畜機第 5071 号承認、公益社団法人中央畜産会会長通知)、この協会の業務方法書、債務保証規程、その他別段の定めのあるもののほか、この要領により取り扱うものとする。

畜産経営維持安定特別対策事業に係る特別支援金等については、農業競争力強化対策民間団体事業実施要領(平成 17 年 4 月 1 日付け 16 生産第 8099 号農林水産省生産局長通知)の附則の 2 の規定によりなおその効力を有することとされている生産振興総合対策事業実施要領(平成 14 年 4 月 15 日付け 13 生産第 10200 号農林水産省総合食料局長・生産局長通知)及び畜産経営維持安定特別対策事業実施要領(平成 15 年 3 月 20 日付け 14 生畜第 7682 号農林水産省生産局長承認)により取り扱うものとする。

記

1 保証の対象者

(1) 要綱別添 2 第 3 の 4 に定めるクイック融資メニュー(以下「クイック融資メニュー」)を除く貸付

要綱別添 2 の第 3 の 2 の (1) のアに定める経営継続資金融通対象者、経営再開資金融通対象者、経営維持資金融通対象者とする。

(2) クイック融資メニュー

要綱別添 2 の第 3 の 4 の (1) に定める者とする。

2 融資機関

(1) クイック融資メニューを除く貸付

要綱別添 2 の第 3 の 2 の (1) のエに定める農業協同組合、農業協同組合連合会、農林中央金庫、県知事が指定した融資機関とする。

(2) クイック融資メニュー

要綱別添 2 の第 3 の 4 の (4) に定める農業協同組合、農業協同組合連合会、農林中央金庫、銀行、株式会社商工組合中央金庫、信用金庫及び信用金庫連合会、信用協同組合並びに信用協同組合連合会とする。

3 資金使途

(1) クイック融資メニューを除く貸付

要綱別添2の第3の2の(1)のイに掲げる既往負債の借換えを除く畜産経営の継続、再開及び維持に必要な直接的営農経費に充てるための経営資金とする。

(2) クイック融資メニュー

要綱別添2の第3の4の(2)に掲げる県知事の承認を得た畜産経営安定計画(以下、「経営安定計画」)に基づいて畜産経営の安定化を図るのに必要な資金とする。

4 1 被保証者についての保証金額の最高限度

(1) クイック融資メニューを除く貸付

要綱別添2の第3の2の(1)のカの(ア)に定める県知事又は独立行政法人農畜産業振興機構理事長の承認を受けた借入計画額とする。

(2) クイック融資メニュー

要綱別添2の第3の4の(6)のアの規程に基づき、次に掲げる①または②のいずれか低い額を上限とし、県知事の承認を受けた経営安定計画に定める借入計画額とする。

① 手当金等交付金見込額

要綱別添2の別表1-2に定める単価に、法に基づく家畜の処分頭羽数を乗じて得た額

② 3億円(ただし、発生事例が複数ある場合には、3億円に発生事例数を乗じた額)

5 保証の期間

(1) クイック融資メニューを除く貸付

要綱別添2の第3の2の(1)のカの(イ)に定める償還期限とする。

(2) クイック融資メニュー

要綱別添2の第3の4の(6)のイの規程に基づき、2年以内とする。

6 保証料率

債務保証規程別表2に定める割合とする。

7 担保・保証人

原則として、債務保証規程別表1に定める無担保無保証人の保証限度額まで、担保及び経営者以外の第三者の個人連帯保証は徴求しない。

8 その他

この協会が、大口保険保証等をしようとするときは、保証の対象者が債務保証委託申込を行う前に、融資機関が債務保証委託申込事前協議を行うものとする。